

経済新人会規約

【前文】

経済新人会は、経済事象に関する研究や議論、また人的交流を通して論理的思考の獲得を目指し、社会に有為な人材を育成する事を目的とする。

経済新人会は、その目的達成のために、会員個々の論理的思考獲得のための有益な場を提供し、会の継続的發展に寄与すべく努力する。

【第一章 総則】

第一条 本会は、経済新人会と称する。

第二条 本会は、東京都港区三田二丁目十五番四十五号、慶應義塾大学に本部を置く。

【第二章 会員】

第三条 本会は、慶應義塾大学学部生であれば、年齢、経験を問わず、本会会員となることができる。その手続きは第六条に定める所による。

第四条 本会会員は次に掲げる条件を満たさなければならない。

1. 慶應義塾大学学部生であること。
2. 年会費を期限内に納めること。
3. 研究部の内、一つに所属すること。

第五条 本規約の条件を満たす入会希望者は原則として入会を認める。

第六条 本会への入会を希望する者は、入部を希望する研究部代表に入部届を提出し、会費を納入した時点で、当該研究部員となり、本会会員となる。なお、一度納めた会費は原則これを返却しない。

第七条 本会会員が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 年会費が正当な理由なく期限内に納付されなかったとき。
3. 除名されたとき。

第八条 本会会員は退部届を研究部代表に提出した時点で、当該研究部から退部し、本会を退会することができる。

第九条 本会会員が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合、代表の合意もしくは監査会の過半数の賛成により、その会員を除名することができる。

1. 本会規約に違反したとき。
2. 常識より外れた行為をし、本会の名誉を汚していると認められた場合。

3. その他、部員として適当でないと認められた場合。

【第三章 特別役員】

第十条 本会に次の特別役員を置く。

1. 名誉会長（若干名）
2. 会長（一名）
3. 副会長（若干名）
4. 顧問（若干名）

第十一条 会長は本会の事務を総括し、副会長、顧問は会長と共に諸般の諮問に応ずる。

第十二条 名誉会長は塾員を、会長、副会長は慶應義塾大学の教授、准教授、またはこれに準ずる専任の教員を、顧問は本会の趣旨に賛同する者を監査会が推薦し総会が承認する。

【第四章 危機管理体制】

第十三条 本会会員は、災害、伝染病その他緊急時において各研究部代表、日吉代表に連絡する事を義務とする。

第十四条 日吉代表はその旨を代表に連絡し、代表は学事、会長に必ず報告する。

【第五章 総会】

第十五条 総会は、経済新人会の最高意思決定機関であり、唯一の立法機関である。

第十六条 総会は、毎年八月、十二月に召集することを常例とし、これに加え代表もしくは日吉代表の招集によって、適宜臨時総会を行うものとする。

【第六章 規約・細則】

第十七条 規約は、経済新人会の最高法規であり、その条規に反する細則及び活動の全部又は一部はその効力を有しない。

第十八条 細則は、規約を補佐する目的で適宜別して定める。

第十九条 経済新人会会員は、この規約・細則を遵守することを義務とする。

第二十条 当規約の改正は次の手順で行う。

1. 当規約改正案は、経済新人会会員が、監査会に提出する。
2. 当規約改正案は、監査会の過半数の賛同を以て総会に提出される。その際に、代表は改正案を会員に対し公示する。
3. 但し、総会の前日までに会員の五分の一の要求がある場合、監査会の過半数の賛同を得られなくても総会に付さなければならない。
4. 当規約改正案は、総会出席者の三分の二の賛同を以て改正される。

第二十一条 細則は、監査会の過半数の賛同を以て制定・改正される。

【第七章 機構】

第二十二條 経済新人会に以下に掲げる組織を置く。

- ① 研究部
- ② 執行部
- ③ 監査会

【第八章 研究部】

第二十三條 規約前文の理念に基づく機関として研究部を設置し、通常の経済新人会の活動は各研究部が取り仕切るものとする。

第二十四條 現在認可されている研究部は、金融研究部・財政研究部・時事経済研究部・貿易研究部・マーケティング研究部である。

第二十五條 経済新人会会員の研究部への入部及び在部は当該研究部代表が判断する。

第二十六條 経済新人会会員の研究部間の移籍はこれを保障する。但し、当該研究部代表間の相互の了解を必要とする。

第二十七條 本会は前文に照らして適当と認められる限りにおいて、新研究部を設けることが出来る。

第二十八條 新研究部は監査会の過半数の賛同を以て総会に提出され、総会出席者の過半数の賛同を以て承認される。

第二十九條 研究部は以下の三つの項目のいずれかを満たす場合、監査会の承認をもって廃部となる。

1. 在籍部員が二名（研究部代表、会計）未満となった場合。
2. 実質的に部としての活動が停止している場合。
3. 所属研究部員総意の上、当該研究部代表から廃部の発議がなされた場合

【第九章 執行部・監査会】

第三十條 執行部は規約前文に基づき年度毎に必要とされる行事を企画し遂行する。但し、監査会の審査、助言に基づかなければならない。

第三十一條 監査会は規約前文に基づき執行部の活動を規約とこれまでの運営経験に照らして監督・審査し、適切な助言を行うことを責務とする。

第三十二條 執行部役員及び監査会役員は、全員総会によって承認を受ける必要がある。

第三十三條 執行部は以下の役員で構成される。これらを執行部役員と称する。

1. 日吉代表
2. 日吉副代表
3. 全体会計
4. 研究部代表
5. 代表（第三十五条にて定める）

1. 日吉代表

- ① 日吉代表は、規約前文に基づいた対内・対外業務を総括し、代表と協力してそれを執行する。
- ② 日吉代表は、執行部を主導する義務を負う。

2. 日吉副代表

- ① 日吉副代表は、日吉代表を補佐する。
- ② 日吉副代表は、日吉代表が何らかの理由で職務を全う出来ない場合には、代表の職務を代行する。

3. 全体会計

- ① 全体会計は、本会全体で扱う資金の管理を職務とする。
- ② 全体会計は、会計監査の指導の下、年度毎の運営予算を策定し決算を行うとともに、それを監査会に提出し、総会で報告する。

4. 研究部代表

- ① 研究部代表は、各々の研究部を統括し、その研究部の運営を行う。

第三十四条 上記で定められた執行部役員による会議体、これを「執行部会」と称する。

1. 執行部会は、原則日吉代表の発議によって招集されるが、他の執行部役員の発議によっても招集される。
2. 執行部役員は、執行部会に出席する義務を負う。
3. 執行部会で提議された議案は、出席者が各々議決権を一票有し、原則出席者の過半数をもって決議される。
4. 執行部会の決定は監査会の次に優先される。但し、その決定は総会出席者の過半数による反対もしくは監査会の過半数の反対もしくは会長と代表の連名による反対によって否決される。

第三十五条 監査会は以下の役員で構成される。

1. 代表
2. 副代表
3. 会計監査
4. 監査委員
5. 日吉代表・日吉副代表・全体会計（第三十三条にて定める）

1. 代表

- ① 代表は、経済新人会を代表し、その全ての責務を負う。
- ② 代表は、原則として学生会員四年生より監査会役員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を以て任命される。
- ③ 代表は、総会・監査会・三田会の招集・主催をし、執行部会にも出席する義務を負う。
- ④ 代表は、規約・細則改正、執行部役員・監査会役員の選挙に関する取り決めに関して、その施行を公示する。
- ⑤ 代表は、原則一名、任期は原則一年とする。

2. 副代表

- ① 副代表は、代表の職務を補佐する。
- ② 副代表は、原則として学生会員四年生より監査会役員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を以て任命される。

- ③ 副代表は、代表が何らかの理由で職務を全う出来ない場合には、代表の職務を代行する。
- ④ 副代表は、原則二名、任期は原則一年とする。

3. 会計監査

- ① 会計監査は、執行部において策定された会計業務を監査し、監査会における承認を経て、総会において報告する。
- ② 会計監査は、原則として学生会員四年生より監査会役員の互選により選出され、経済新人会総会の承認を以て任命される。
- ③ 会計監査は、原則一名、任期は原則一年とする。

4. 監査委員

- ① 監査委員は、監査会の目的に則って、経済新人会の重要な運営に関して、審議し助言する。
- ② 監査委員は、前年度監査委員が次期三年生より三名以上を選出し、経済新人会総会の承認を以て任命される。
- ③ 監査委員は、任期を原則二年とする。また、監査委員は役職に対し辞意を表明する権利を有しており、代表の承認を以て辞任することができる。但し、当該委員の辞任により監査委員が三名未満となる場合はこの限りでない。
- ④ 監査委員は、対内・対外両行事に積極的に参加することが推奨される。

第三十六条 上記で定められた監査会役員による会議、これを「監査会議」と称する。

- 1. 監査会議は、原則代表の発議によって招集されるが、監査委員の発議によっても招集される。
- 2. 監査会役員は、監査会議に出席することが求められており、その求めに最大限応じる責任を有する。
- 3. 日吉代表・日吉副代表・全体会計は監査会議に出席し、執行部における現状報告をする義務を負う。
- 4. 3の規定の他、監査会議は必要に応じて、監査会役員を除く本会会員を招喚することができ、また本会会員は自らの申し出と代表の許可により監査会議に参加できる。但し、いずれの場合も議決権は有しない。4.監査会議で提議された議案は、監査会役員の出席者が各々審査権を一票有し、出席者の過半数を以て決議される。
- 5. 監査会議の決定は総会の次に優先されるものであり、その決定事項は総会出席者の過半数の反対もしくは会長と代表の連名による反対によって否決することができる。

第三十七条 役員の責務・罷免・代行

- 1. 上記で定められた執行部・監査会役員の各々の発言・行動は原則各自の責務に帰結する。
- 2. 上記で定められた執行部・監査会役員は、その発言・行動が著しく役員として不適格として認められた場合、監査会の三分の二以上の不信任投票によって罷免される。
- 3. 不信任案は当会に属する全ての会員が提出する権利を有する。
- 4. 役員が罷免された場合は、原則総会において新たな役員を選出する。
- 5. 現役員が退学等の理由により明らかに職務を全う出来なくなり、かつ早期に新役員を必要とし、総会を即座に開催するのが困難な場合は、罷免を待たず監査会の三分の二の賛同を以って、次回総会までの役員代行を選出することができる。

【第十章 小委員会】

第三十八条 監査会は必要ある時、小委員会を設け適格な会員を小委員会委員長に任命し、委員長は構成員を召集することができる。

第三十九条 小委員会は監査会の諮問に応じて事案に関しての調査や業務を行い、その報告を文書で監査会に提出する。

【第十一章 情報公開】

第四十条 執行部・監査会は、経済新人会会員に積極的に情報を開示する義務を負う。

第四十一条 日吉代表・代表は、原則としてそれぞれ執行部会・監査会議の内容を随時本会の会員の要請に基づいて開示する義務を負う。

第四十二条 本会会員、本会 OB・OG の個人情報をむやみに扱うことを禁じる。

【付則】

第四十三条 当規約は西暦 2019 年 3 月 25 日より施行される。

2019 年 3 月 25 日 改正人 鈴木啓義